

活かしてナンボの会計

税金と内部統制

■ 税理士法人 袖野会計

- ・代表社員 公認会計士・税理士 袖野守康
- ・社員 公認会計士・税理士 北爪功一

税理士法人袖野会計は、中堅・中小企業の税務会計業務のほか、経営改善、組織再編、事業承継、資金調達、会計システム導入、企業価値評価、事業再生などの支援業務を多数手掛ける。税務会計の処理代行だけでなく、企業に求められる財務戦略や経営企画の立案及び実行支援も行っている。株式会社の社外取締役・監査役、公益法人の監事等にも在任。(〒320-0806 宇都宮市中央1丁目9番11号 大銀杏ビル2階 TEL.028-651-3460 (代表) FAX.028-651-3461 URL: <http://www.sdncpa.or.jp> E-mail: soumu@sdncpa.or.jp)



1. 国税庁の内部統制充実の要請

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を促進するとともに、効果的・効率的な調査事務運営を推進するため、「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の実施要領の制定について」を表題とする事務運営指針を、昨年8月に国税庁長官が各国税局等に発した。

年々複雑化する税制や移転価格税制などにより生じる大規模な修正申告や更正事例を減少させることにより、納税者と税務当局の双方の負担を軽減することを意図している。日本の税制において、いわゆる事前承認は原則として行われないうこととなっており、課税当局の判断が申告後の税務調査でしか明らかにならないということから生じる修正申告等の税務リスクを軽減する効果も期待できると考える。

コーポレートガバナンスとは、日本語では「企業統治」を意味し、以前指摘した内部統制の限界である経営者による内部統制の無視や内部統制の弱点の悪用のリスクを軽減するためには、優れたコーポレートガバナンスが必要となる。上場企業は、2015年6月より、日本政府の「日本産業再興プラン」の具体的な施策である「企業統治」の強化を官民挙げて実行する規範であるコーポレートガバナンスコードの策定を反映した東京証券取引所の上場規則の改定により、コーポレートガバナンス報告書にコーポレートガバナンスコードの実施に関する情報開示が義務付けられている。上記改定された同取引所の上場規則は、本事務運営指針と同様に企業の透明性を確保することを目的としている。

「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領」において、確認項目は次の5項目である。

- ① トップマネジメントの関与・指導
- ② 経理・監査部門の体制・機能の整備・運用
- ③ 内部牽制の働く税務・会計処理手続の整備・運用
- ④ 税務に関する情報及び再発防止策の社内への通知
- ⑤ 不適切な行為の抑制策の整備・運用

担当官は、企業の取組が形式的なものではなく、実効性が確保されているかなどの観点から評価することとなっており、会計監査人の内部統制監査とほぼ同様である。税務に関する内部統制が有効に整備・運用されていると評価されると、税務当局と見解の相違が生じやすい項目等を自主開示することを条件に、調査間隔が延長される。

2. 中堅中小企業の税務内部統制の整備・運用方法

本運営指針は資本金一億円以上の企業を対象としているが、いわゆる経理部門についての内部統制を整備するにあたって考慮すべき事項は、「③」の内部牽制の方法については、担当者が単独となる場合の対処方法を、小規模企業は中大規模企業とは別の手法で行わざるを得ないこと以外は、企業規模の大小にかかわらず同様である。

大企業と比べて組織が簡素で済み、経理部門と業務部門との連携が容易である中堅中小企業は、年々複雑化する税制に対応可能な内部統制を、外部専門家や最新のICT技術を活用することにより、十分に整備・運用可能であると考えられる。もちろん、経営者が税務コンプライアンスを常に意識することは絶対条件である。税務当局と軋轢が生じないようにすることは、経済的には加算税等の無用な負担を回避でき、風評リスクも回避できることから、企業の維持存続の前提条件の一つである。